定　　款

株式会社ナレルグループ

株式会社ナレルグループ
定　　款

第１章　　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社ナレルグループと称し、英文では、Nareru Group Inc.と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）経営コンサルティング業
（２）労働者派遣事業
（３）有料職業紹介事業
（４）建築・土木・造園・内装の企画、管理、施工及び請負並びにコンサルタント業務
（５）建築・土木施工図の作図業務
（６）建築物の設計・工事監理
（７）IT コンサルティング事業
（８）各種データの分析事業
（９）コンピュータシステムの開発
(10) 高度情報処理技術者の養成
(11) M&A に関するコンサルティング事業
(12) オンラインプラットフォーム事業
(13) インターネットを利用した各種情報の収集及び提供、求人求職情報の企画及び開発並びにシステムの運営
(14) 事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理業務
(15) 各種情報収集、情報処理、情報提供、コンサルティング及びマーケティング
(16) 各種代行業務
(17) 広告及び宣伝に関する事業
(18) 教育及び人材開発関連事業
(19) 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
(20) 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,300 万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株 主 総 会

（株主総会の招集）

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取 締 役 及 び 取 締 役 会

（取締役の員数）

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、６名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 19 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中か

ら取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２ 代表取締役に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

２ 取締役の全員の同意がある場合は、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たした場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当会社は、会社法第 423 条第１項の取締役の責任（取締役であった者を含む。）について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第１項の規定により免除することができる額を限度として、取締

役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、取締役（会社法第２条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第５章　　監 査 等 委 員 会

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2　監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 30 条　監査等委員会に関する事項については、法令又はこの本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会 計 監 査 人

（会計監査人の選任方法）

第 31 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 32 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第 33 条　当会社は、会社法第 423 条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会計監査人との間で、会杜法第 423 条第１項の会計監査人の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、

会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 11 月１日から翌年 10 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年４月 30 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、令和４年８月 29 日付株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（電子提供措置等の効力発生日）

第２条 第 17 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後削除する。

●定款変更年月日

令和元年５月24日　定款認証
令和元年５月27日　会社設立
令和元年10月７日　一部変更
令和元年10月31日　一部変更
令和元年11月１日　一部変更
令和３年５月１日　一部変更
令和４年８月29日　一部変更
令和５年３月28日　一部変更
令和５年５月15日　一部変更